

**株券等の公開買付けに関するQ & A**  
**(新旧対照表)**

1. このQ & Aにおける回答は、あくまでも、法令に関する現時点での一般的な解釈を示すものであり、個別事案に対する法令適用の有無を回答するものではありません。個別事案に対する法令適用の有無は、当該事案における事実関係を前提にし、事案ごとに、法令の趣旨を踏まえて実質的に判断されるものであることに留意する必要があります。また、異なる前提条件（投資者保護の観点から慎重な検討が必要であると考えられる新たな取引手法等を含みます。）が存在する場合や関係法令が変更される場合などには、考え方が異なることもあることに留意する必要があります。
2. このQ & Aにおける回答は、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。また、将来における金融庁の解釈を保証するものではありません。
3. このQ & Aにおいて取り上げた項目に限らず、一般論として、法令の解釈・適用にあたっては、当該法令の趣旨を踏まえた実質的な解釈・適用がなされるべきであると考えられます。

**【注記】**

(注1) 変更前欄には変更後欄の問・答に対応する問・答を記載しているため、変更前の問の順番とは異なります。

(注2) パブリックコメント開始時（2025年3月14日）に公表した変更案に追加した問・答（変更後欄の問7、8、17）があるため、パブリックコメント開始時の変更案からは、問番号に一部変更があります。

(注3) 削除する問は最後に記載しています。

変更後	変更前
[問1 略]	[問1 同左]
問 <u>2</u> [略]	問 <u>6</u> [同左]
問 <u>3~6</u> [略]	問 <u>12~15</u> [同左]

<p>(問7) 証券会社がその顧客から委託を受けて顧客の計算において市場内取引によって株券等を買付けする場合、当該証券会社は当該買付けを公開買付けにより行う必要がありますか(法第27条の2第1項関係)。</p> <p>(答)</p> <p>「株券等の買付け等」には、株券等の買付け等の意思決定を行い、他人に買付け等の委託や指図をすることにより、他人に株券等の買付け等を行わせる場合も含まれるところ、証券会社が顧客から委託を受けて顧客の計算において市場内取引によって株券等を買付けする場合、当該買付けは当該顧客による「株券等の買付け等」に該当し、通常、当該証券会社による「株券等の買付け等」には該当しないことから、当該証券会社が当該買付けを公開買付けにより行う必要はないと考えられます。</p> <p>(注) 当該顧客による「株券等の買付け等」が法第27条の2第1項各号の要件に該当する場合、当該顧客において公開買付けにより当該買付け等を行う必要があります。</p>	<p><u>[加える。]</u></p>
<p>(問8) 信託銀行が信託財産として所有するために行う株券等の買付け等であって、当該信託銀行が当該株券等について議決権の行使に関する権限及び投資に関する権限</p>	<p><u>[加える。]</u></p>

<p>を有しない場合、当該信託銀行は当該買付け等を公開買付けにより行う必要がありますか（法第 27 条の 2 第 1 項関係）。</p> <p>（答）</p> <p>信託銀行が、買付け等を行う株券等について議決権を行使することができる権限若しくは当該議決権の行使について指図を行うことができる権限又は投資をするのに必要な権限をいずれも有しない場合、通常、当該信託銀行は当該買付け等を公開買付けにより行う必要はないと考えられます。</p> <p>（注）信託銀行以外の信託会社及び外国の法令に準拠して外国において信託業を営む者についても同様と考えられます。</p>	
<p>（問 9）有価証券報告書提出会社の株券等の <b>30%超</b> を所有する資産管理会社の株式を取得することは、<b>当該有価証券報告書提出会社の「株券等の買付け等」に該当しますか</b>（法第 27 条の 2 第 1 項関係）。</p> <p>（答）</p> <p>当該資産管理会社の株式の取得は、<b>原則として</b> 当該有価証券報告書提出会社（以下この問において「対象者」といいます。）の「株券等の買付け等」に該当するものではありません。</p>	<p>（問 16）有価証券報告書提出会社の株券等の <b>3分の1超</b> を所有する資産管理会社の株式を取得することは、<b>公開買付け規制上、どのような問題がありますか</b>（法第 27 条の 2 第 1 項関係）。</p> <p>（答）</p> <p>当該資産管理会社の株式の取得は、<b>形式的には</b> 当該有価証券報告書提出会社（以下この問において「対象者」といいます。）の「株券等の買付け等」に該当するものではありません。</p>

ん。

ただし、当該資産管理会社の株式の有償の取得であって、当該資産管理会社の総株主等の議決権の過半数を取得することになるものを、専ら対象者の株券等を取得し、又は当該株券等に係る議決権の行使について当該資産管理会社に対して指図を行うことを目的として行う場合には、対象者の「株券等の買付け等」に該当するものと考えられます（他社株府令第2条の2第2号）。

このような資産管理会社の株式の有償の取得を行う場合であって、法第27条の2第1項各号に該当するときは、あわせて対象者の株券等について公開買付けを行う必要があります。このような公開買付けを行う場合においては、公開買付け規制の趣旨に抵触しないよう、例えば、当該資産管理会社の株式の取得とともに対象者に対する公開買付け（買付予定数の上限を定めていない）を行い、当該公開買付けにおける公開買付け開始公告及び公開買付け届出書において資産管理会社の株式の取得を含む取引の全容が開示されるとともに、

んが、当該資産管理会社の状況（例えば、当該資産管理会社が対象者の株券等以外に保有する財産の価値、当該資産管理会社の会社としての実態の有無等）によっては、当該資産管理会社の株式の取得（例えば、特別関係者と合算して、当該資産管理会社の総株主等の議決権の過半数を取得することとなるなど、結果的に当該資産管理会社を支配し得るようなものをいいます。以下この間において同じです。）が実質的には対象者の「株券等の買付け等」の一形態に過ぎないと認められる場合もあると考えられ、そのような場合に、対象者の既存株主等にその所有する株券等を売却する機会が与えられないとすれば、公開買付け規制の趣旨に反するものと考えられます。したがって、そのような資産管理会社の株式の取得は、公開買付け規制に抵触するものと考えられます。

これに対し、例えば、当該資産管理会社の株式の取得とともに買付者又は当該資産管理会社により対象者に対する公開買付け（買付予定数の上限を定めていない）が行われ、当該公開買付けにおける公開買付け開始公告及び公開買付け届出書において資産管理会社の株式の取得を含む取引の全容が開示されるとともに、当該資産管理会社の株式の取得における価格に相当性があると認められる場合（資産管理会社が所有する対象者の株券等が公開買付け価格と同額以下に評価され、かつ、他の資産の評価の合理性につき公開買付け届出書

<p><b>当該資産管理会社の株式の取得を通じて行われる対象者の「株券等の買付け等」における買付け等の価格が公開買付価格と同額以下であると認められる</b>(資産管理会社が所有する対象者の株券等が公開買付価格と同額以下に評価され、かつ、他の資産の評価の合理性につき公開買付届出書において説明がなされている等) <b>方法</b>など、取引の実態に照らし、実質的に投資者を害するおそれが少ないと認められる<b>方法で行うことが</b>考えられます。</p>	<p>において説明がなされている<b>場合等</b>) など、取引の実態に照らし、実質的に投資者を害するおそれが少ないと認められる<b>場合には、この限りではないと</b>考えられます。</p>
<p>問 <b>10・11</b> [略]</p>	<p>問 <b>17・18</b> [同左]</p>
<p>(問 <b>12</b>) 株券等に係る担保権を取得する場合、公開買付けを行う必要がありますか(法第27条の2第1項関係)。</p> <p>(答)</p> <p>当該担保権が質権であるか譲渡担保権であるかにかかわらず、担保権を取得しただけでは、通常、「株券等の買付け等」には該当せず、公開買付けを行う必要はないと考えられます。</p> <p>ただし、譲渡担保権については、当事者の目的や権利内容等の点において担保権としての実質を備えているもの(例えば、担保権設定者について特別株主の申出(社債、株式等の振替に関する法律第151条第2項第1号参照)が行われるな</p>	<p>(問 <b>19</b>) 株券等に係る担保権を取得する場合、公開買付けを行う必要がありますか(法第27条の2第1項関係)。</p> <p>(答)</p> <p>当該担保権が質権であるか譲渡担保権であるかにかかわらず、担保権を取得しただけでは、通常、「株券等の買付け等」には該当せず、公開買付けを行う必要はないと考えられます。</p> <p>ただし、譲渡担保権については、当事者の目的や権利内容等の点において担保権としての実質を備えているもの(例えば、担保権設定者について特別株主の申出(社債、株式等の振替に関する法律第151条第2項第1号参照)が行われるな</p>

<p>ど) でなければならぬことに留意する必要があります。</p> <p>また、担保権の実行による<b>株券等の</b>買付け等について公開買付けを行う必要がないこと(令<b>第7条第1項第14号</b>)を利用して、公開買付けを行わずに株券等の買付け等を行うために担保権を取得し、実行するような場合、公開買付規制に抵触するものと考えられます。</p>	<p>ど) でなければならぬことに留意する必要があります。</p> <p>また、担保権の実行による<b>特定</b>買付け等について公開買付けを行う必要がないこと(令<b>第6条の2第1項第8号</b>)を利用して、公開買付けを行わずに株券等の買付け等を行うために担保権を取得し、実行するような場合、公開買付規制に抵触するものと考えられます。</p>
<p>(問 <b>13</b>) 公開買付けを行う必要がないものとされる「担保権の実行による<b>株券等の</b>買付け等」には、いわゆる処分清算型の担保権の実行において処分の相手方が担保株券等を取得する場合がありますか(法第27条の2第1項関係)。</p> <p>(答)</p> <p>「担保権の実行による<b>株券等の</b>買付け等」の場合、公開買付けを行う必要はありませんが(令<b>第7条第1項第14号</b>)、いわゆる処分清算型の担保権の実行において処分の相手方が担保株券等を取得する場合は、これに含まれないと考えられます。</p>	<p>(問 <b>20</b>) 公開買付けを行う必要がないものとされる「担保権の実行による<b>特定</b>買付け等」には、いわゆる処分清算型の担保権の実行において処分の相手方が担保株券等を取得する場合がありますか(法第27条の2第1項関係)。</p> <p>(答)</p> <p>「担保権の実行による<b>特定</b>買付け等」の場合、公開買付けを行う必要はありませんが(令<b>第6条の2第1項第8号</b>)、いわゆる処分清算型の担保権の実行において処分の相手方が担保株券等を取得する場合は、これに含まれないと考えられます。</p> <p><u>(注) なお、「特定買付け等」(令第6条の2第3項参照)の要件である「10名以下」のカウントは、基本的にべ数でカウントする必要がありますが、日常的に</u></p>

	<p><u>業務として株券等の取引を行う関係にある特定の相手方との間で反復継続して株券等の買付け等が行われる場合（例えば、証券会社や信託銀行の間でインデックス運用のために行われる売買等）は、当該特定の相手方は1名としてカウントすれば足りるものと考えられます。ただし、当該特定の相手方を介して実質的に複数の者から株券等の買付け等を行う場合には、この限りではないと考えられます。</u></p>
<p>(問 14) いわゆる形式的基準による特別関係者から行う株券等の買付け等において、公開買付けを行う必要がないものとされる要件である「一年間継続」は、異なる種類の特別関係者である期間を通算することができますか（法第27条の2第1項関係）。</p> <p>(答)</p> <p>「一年間継続」（他社株府令第3条第1項）の要件は、異なる種類の特別関係者である期間を通算することができると考えられます。</p> <p>例えば、①買付者の子会社であった者が、その後、買付者の孫会社となった場合における子会社であった期間と孫会社であった期間、②買付者の役員であった者が、その後、買</p>	<p>(問 21) いわゆる形式的基準による特別関係者から行う株券等の買付け等において、公開買付けを行う必要がないものとされる要件である「一年間継続」は、異なる種類の特別関係者である期間を通算することができますか（法第27条の2第1項関係）。</p> <p>(答)</p> <p>「一年間継続」（他社株府令第3条第1項）の要件は、異なる種類の特別関係者である期間を通算することができると考えられます。</p> <p>例えば、買付者の子会社であった者が、その後、買付者の孫会社となった場合や、買付者の役員であった者が、その後、買付者に対して特別資本関係を有する者となった場合、子会</p>

付者に対して特別資本関係を有する者となった場合における買付者の役員であった期間と買付者に対して特別資本関係を有する者であった期間が連続しており、当該期間が通算して1年間継続している場合には、「一年間継続」の要件に該当するものと考えられます。

なお、関係法人等（令第7条第1項第8号）から行う株券等の買付け等（法第27条の2第1項第2号に規定する特定市場外買付け等を除きます。）において、公開買付けを行う必要がないものとされる要件である「一年間継続」（他社株府令第2条の4第2項）についても同様であると考えられます。

（注）なお、「特定市場外買付け等」（令第7条第6項参照）の要件である「10名超」のカウントは、基本的にのべ数でカウントする必要がありますが、日常的に業務として株券等の取引を行う関係にある特定の相手方との間で反復継続して株券等の買付け等が行われる場合（例えば、証券会社や信託銀行の間でインデックス運用のために行われる売買等）は、当該特定の相手方は1名としてカウントすれば足りるものと考えられます。ただし、当該特定の相手方を介して実質的に複数の者から株券等の買付け等を行う場合には、この限りではないと考えられます。

社（役員）であった期間と孫会社（特別資本関係を有する者）であった期間が連続しており、当該期間が通算して1年間継続している場合には、「一年間継続」の要件に該当するものと考えられます。

なお、関係法人等（令第6条の2第1項第6号）から行う特定買付け等において、公開買付けを行う必要がないものとされる要件である「一年間継続」（他社株府令第2条の4第2項）についても同様であると考えられます。

<p>問 <b>15</b> [略]</p>	<p>問 <b>46</b> [同左]</p>
<p>(問 16) 金融商品取引業者が、①顧客からの買付け等の決済に先立ち、当該買付け等に係る株券等の売付け等を約定する場合、株券等の売付け等の取次ぎに準ずる行為のために行われる株券等の買付け等に該当しますか。</p> <p>また、②グローバルに展開する金融商品取引業者において、その日本法人が顧客から株券等の買付け等を行った後、海外のグループ会社に当該株券等を売却し、当該グループ会社が第三者への売付け等を行う場合はどうですか（法第 27 条の 2 第 1 項関係）。</p> <p>(答)</p> <p>令第 7 条第 1 項第 1 号に規定する株券等の売付け等の取次ぎに準ずる行為のために行われる株券等の買付け等とは、他社株府令第 2 条の 2 の 3 各号に規定する買付け等、すなわち金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者に限ります。）が市場価格を基礎として取引状況を勘案した適正な価格で顧客から行う株券等の買付け等（買付け等の後の株券等所有割合が 30% を超えるものを除きます。）であって、次のいずれかに該当するものをいうと考えられます。そして、当該買付け等については公開買付けによる必要はないと考えられます（法第 27 条の 2 第 1 項ただし書、令第 7 条第 1</p>	<p><u>[加える。]</u></p>

項第1号、他社株府令第2条の2の3第1号)。

- ・ 単元未満株式の買付け等であって、その後遅滞なくその売付け等を行うために行うもの
- ・ 株券等(単元未満株式を除く。)の買付け等であって、その後直ちにその売付け等を行うために行うもの

なお、単元未満株式の買付け等については、他の単元未満株式の買付け等を通じて単元株式となった後に速やかに売却することを目的としている場合には、「遅滞なくその売付け等を行うために行うもの」に該当すると考えられます。

また、「直ちにその売付け等を行うために行うもの」については、売付け等の約定をして受渡しを了していない株券等のうち約定から5営業日以内に決済をするものは株券等所有割合に算入する必要がないことに鑑みれば(法第27条の2第8項第1号、他社株府令第7条第1項第4号)、買付け等の約定の後概ね5営業日以内に売却することを目的としている場合には、これに該当すると考えられます。

(注) 遅滞なくその売付け等を行う目的、直ちにその売付け等を行うことを目的があれば、「遅滞なくその売付け等を行うため」、「直ちにその売付け等を行うため」に行うものと評価でき、市場の状況等により結果的に「遅滞なく」又は「直ちに」売付け等ができなかったとしても、そのことのみをもって直ちに公開買付規制

に抵触するものではないと考えられます。

①については、買付け等の決済の後に売付け等の決済を行うことを目的とする場合には、「買付け等であって、その後…その売付け等を行うために行うもの」に該当すると考えられ、その他の要件を満たす場合には、株券等の売付け等の取次ぎに準ずる行為のために行われる株券等の買付け等に該当すると考えられます。

②については、(i) 日本法人が顧客から行う株券等の買付け等と(ii) 海外のグループ会社が当該日本法人から行う株券等の買付け等と区別して考える必要があります。

(i) については、買付け等を行った後直ちに海外のグループ会社に売却する目的で顧客から買付け等を行っている場合には、「買付け等であって、その後…その売付け等を行うために行うもの」に該当すると考えられ、その他の要件を満たす場合には、株券等の売付け等の取次ぎに準ずる行為のために行われる株券等の買付け等に該当すると考えられます。

(ii) については、日本法人が買付け等の前から1年間継続して当該グループ会社のいわゆる形式的基準による特別関係者(法第27条の2第7項第1号の特別関係者)に該当する場合には、公開買付けは不要であると考えられます(法

第 27 条の 2 第 1 項ただし書)。

また、個別事案ごとに判断する必要がありますが、日本法人が買付け等の前から 1 年間継続して当該グループ会社の形式的基準による特別関係者に該当しない場合であっても、当該日本法人が当該グループ会社の関係法人等(令第 7 条第 1 項第 8 号)に該当し、当初から一連の取引として日本法人による顧客からの買付け等、当該グループ会社による日本法人からの買付け等及び当該グループ会社による第三者への売付け等を行うことを予定していた場合には、当該グループ会社による日本法人からの買付け等は、実質的には当該グループ会社が当該顧客から直接買付け等を行ったものとして、「顧客から行う株券等の買付け等」に該当するものと考えられます。

(問 17) いわゆる「僅少な買付け等」に関して、市場内取引において同一日に複数の約定が成立する場合や、1 回の注文に係る約定の成立が複数日にわたる場合、それぞれ最初に成立した約定に係る買付け等のみがいわゆる「僅少な買付け等」に該当することになりますか(法第 27 条の 2 第 1 項関係)。

(答)

いわゆる「僅少な買付け等」に該当するためには、買付け

[加える。]

<p>等を行う日前6月間に他に当該株券等の発行者が発行する株券等の買付け等(公開買付けによる買付け等及び適用除外買付け等を除く。)を行っていないことが必要です(法第27条の2第1項第1号、令第7条第3項)。</p> <p>市場内取引において、同一日に複数の約定が成立する場合や、1回の注文に係る約定の成立が複数日にわたる場合、これらの約定に係る買付け等は、実質的にはそれぞれ1個の「株券等の買付け等」と評価することができると考えられます。</p> <p>このため、これらの1個の「株券等の買付け等」と評価される約定のうち2番目以降の約定に係る買付け等についても、その他の要件を満たす場合にはいわゆる「僅少な買付け等」に該当し得るものと考えられます。</p>	
<p>(問18) いわゆる「僅少な買付け等」は、買付け等を行う日前6月間において特別関係者が当該買付け等に係る株券等の発行者が発行する株券等の買付け等を行っている場合にも適用されますか(法第27条の2第1項関係)。</p> <p>(答) 特別関係者による買付け等が行われた場合であっても、通</p>	<p><u>[加える。]</u></p>

常、「当該株券等の買付け等を行う者が当該株券等の買付け等を行う日前六月間において当該株券等の発行者が発行する株券等の買付け等…を行つている場合」（令第7条第3項）には該当しないと考えられます。

ただし、例えば、当該特別関係者がペーパーカンパニーである場合のように、実質的には買付者自身による買付け等の一形態に過ぎないと認められる場合には、この限りではないと考えられます。

（問 19）公開買付者が、公開買付けの対象者の取締役であつて当該対象者の株券等を所有する者に対し、公開買付けの成立後における対象者の取締役としての報酬を約束した場合、買付け等の価格が「均一の条件」でなくてはならないとされることとの関係で問題がありますか（法第27条の2第3項、第27条の3第2項、第27条の10第1項関係）。

（答）

取引の実態に照らし、個別事案ごとに判断する必要がありますが、当該取締役がその所有する株券等を当該公開買付けに応募する場合において、公開買付者（実質的にこれと同視される者を含みます。例えば、公開買付者の親会社は、通常、

（問 25）公開買付者が、公開買付けの対象者の取締役であつて当該対象者の株券等を所有する者に対し、公開買付けの成立後における対象者の取締役としての報酬を約束した場合、買付け等の価格が「均一の条件」でなくてはならないとされることとの関係で問題がありますか（法第27条の2第3項、第27条の3第2項、第27条の10第1項関係）。

（答）

取引の実態に照らし、個別事案ごとに判断する必要がありますが、当該取締役がその所有する株券等を当該公開買付けに応募する場合において、公開買付者（実質的にこれと同視される者を含みます。例えば、公開買付者の親会社は、通常、

これに該当すると考えられます。) が当該取締役に対して約束した「報酬」が、当該株券等の対価としての性質を有すると認められるときは、「均一の条件」(法第 27 条の 2 第 3 項)に反すると考えられます。

当該「報酬」が当該株券等の対価としての性質を有するかどうかの判断にあたっては、例えば、以下の点に留意する必要があります。

- ・ 従前の報酬と新たな「報酬」との相違(相違がある場合、その合理的理由の有無)
- ・ 当該「報酬」が支払われる時期(一時金として支払われるものか継続的に支払われるものかなど)及び条件(公開買付けの成立のみを条件とするものか一定の業績の達成を条件とするものかなど)
- ・ 当該取締役が応募する株券等の数(当該取締役の応募の有無が公開買付けの成否に与える影響の大小)
- ・ 当該「報酬」額の計算の基準及び根拠(当該取締役が応募する株券等の数を基準とするものであるかなど)

なお、当該約束は、公開買付届出書の「**公開買付けに係る重要な合意**」欄(他社株府令第 2 号様式記載上の注意 **(14)**)に具体的に記載する必要があるとともに、**公開買付届出書及び意見表明報告書の記載事項**である、当該取締役に対する利

これに該当すると考えられます。) が当該取締役に対して約束した「報酬」が、当該株券等の対価としての性質を有すると認められるときは、「均一の条件」(法第 27 条の 2 第 3 項)に反すると考えられます。

当該「報酬」が当該株券等の対価としての性質を有するかどうかの判断にあたっては、例えば、以下の点に留意する必要があります。

- ・ 従前の報酬と新たな「報酬」との相違(相違がある場合、その合理的理由の有無)
- ・ 当該「報酬」が支払われる時期(一時金として支払われるものか継続的に支払われるものかなど)及び条件(公開買付けの成立のみを条件とするものか一定の業績の達成を条件とするものかなど)
- ・ 当該取締役が応募する株券等の数(当該取締役の応募の有無が公開買付けの成否に与える影響の大小)
- ・ 当該「報酬」額の計算の基準及び根拠(当該取締役が応募する株券等の数を基準とするものであるかなど)

なお、当該約束は、公開買付届出書の「**公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容**」欄(他社株府令第 2 号様式記載上の注意 **(26)**)に具体的に記載する必要があるとともに、意見表明報告書の記載事項である、当該取

益の供与（他社株府令第25条第1項第5号、**第2号様式記載上の注意(37)**、第4号様式記載上の注意**(12)**）に該当するものでないかにも留意する必要があります。利益の供与に該当するか否かは個別事案ごとに判断する必要がありますが、従前の報酬よりも新たな報酬のほうが相当高額である場合や公開買付けの成立後に一時金が支払われる場合など、当該取締役が当該公開買付けの成立に対して個人的な利益に基づくインセンティブを持ち得る場合には、利益の供与に該当するものと考えられます。

（注）当該約束が公開買付期間中になされた場合、公開買付届出書の訂正届出書（及び意見表明報告書の訂正報告書）の提出が必要になることに留意する必要があります。

また、報酬の約束の有無にかかわらず、対象者の代表取締役等の選定若しくは解職又は役員の構成の変更を予定している場合には、その内容及び必要性を公開買付届出書の「**公開買付け後の経営方針**」欄に記載する必要があることに留意する必要があります（他社株府令第2号様式記載上の注意**(10)**）。

（問 **20**）公開買付者は、①対象者の株式2株を応募した株主に対し、買付け等の対価として公開買付者の株式（又

締役に対する利益の供与（他社株府令第25条第1項第5号、第4号様式記載上の注意**(5)**）に該当するものでないかにも留意する必要があります。利益の供与に該当するか否かは個別事案ごとに判断する必要がありますが、従前の報酬よりも新たな報酬のほうが相当高額である場合や公開買付けの成立後に一時金が支払われる場合など、当該取締役が当該公開買付けの成立に対して個人的な利益に基づくインセンティブを持ち得る場合には、利益の供与に該当するものと考えられます。

（注）当該約束が公開買付期間中になされた場合、公開買付届出書の訂正届出書（及び意見表明報告書の訂正報告書）の提出が必要になることに留意する必要があります。

また、報酬の約束の有無にかかわらず、対象者の代表取締役等の選定若しくは解職又は役員の構成の変更を予定している場合には、その内容及び必要性を公開買付届出書の「**買付け等の目的**」欄に記載する必要があることに留意する必要があります（他社株府令第2号様式記載上の注意**(5)**）。

（問 **44**）公開買付者は、①対象者の株式2株を応募した株主に対し、買付け等の対価として公開買付者の株式（又

は公開買付者の親会社の株式) 1株を交付し、②対象者の株式1株を応募した株主に対し、買付け等の対価として端数株式の代わりに金銭を交付することができますか。

また、公開買付者(又は公開買付者の親会社)は、1単元の株式数を100株とする株式会社ですが、①対象者の株式200株を応募した株主に対し、買付け等の対価として公開買付者の株式(又は公開買付者の親会社の株式)100株を交付し、②200株未満の対象者の株式を応募した株主に対し、買付け等の対価として単元未満株式の代わりに金銭を交付することができますか(法第27条の2第3項、第27条の3第2項関係)。

(答)

有価証券をもって買付け等の対価とする場合、買付け等の対価は交換比率とされておりますが、「その交換に係る差金として金銭を交付する」ことも認められております(法第27条の2第3項、令第8条第2項)。

このため、公開買付者は、買付け等の対価として端数株式や単元未満株式の代わりに金銭を交付することもできるものと考えられます。

ただし、「交換に係る差金として交付する…金銭」を含め、

は公開買付者の親会社の株式) 1株を交付し、②対象者の株式1株を応募した株主に対し、買付け等の対価として端数株式の代わりに金銭を交付することができますか。

また、公開買付者(又は公開買付者の親会社)は、1単元の株式数を100株とする株式会社ですが、①対象者の株式200株を応募した株主に対し、買付け等の対価として公開買付者の株式(又は公開買付者の親会社の株式)100株を交付し、②200株未満の対象者の株式を応募した株主に対し、買付け等の対価として単元未満株式の代わりに金銭を交付することができますか(法第27条の2第3項、第27条の3第2項関係)。

(答)

有価証券をもって買付け等の対価とする場合、買付け等の対価は交換比率とされておりますが、「その交換に係る差金として金銭を交付する」ことも認められております(法第27条の2第3項、令第8条第2項)。

このため、公開買付者は、買付け等の対価として端数株式や単元未満株式の代わりに金銭を交付することもできるものと考えられます。

ただし、「交換に係る差金として交付する…金銭」を含め、

買付け等の価格は「均一の条件」でなければならないとされているため（法第 27 条の 2 第 3 項、令第 8 条第 2 項）、①交付される公開買付者の株式（又は公開買付者の親会社の株式）と②端数株式や単元未満株式の代わりに交付される金銭は、その価格が均一である必要があります。

また、公開買付届出書の「**買付け等の価格の算定の経緯及び基礎**」欄には、①及び②の価格が均一であることの算定根拠を記載し（他社株府令第 2 号様式記載上の注意（**8**））、①について「有価証券等…の存在を示すに足る書面」、②について「公開買付けに要する資金…の存在を示すに足る書面」をそれぞれ添付する必要があると考えられます（他社株府令第 13 条第 1 項第 7 号）。

（問 **21**） 有価証券をもって対価とする公開買付けにおいて、決済に要する有価証券のため、公開買付けの開始後に株式の発行又は自己株式の処分を行う場合、公開買付届出書の添付書類である「有価証券等…の存在を示すに足る書面」としてどのような書面を添付する必要がありますか（法第 27 条の 3 第 2 項関係）。

（答）  
「有価証券等…の存在を示すに足る書面」（他社株府令第

買付け等の価格は「均一の条件」でなければならないとされているため（法第 27 条の 2 第 3 項、令第 8 条第 2 項）、①交付される公開買付者の株式（又は公開買付者の親会社の株式）と②端数株式や単元未満株式の代わりに交付される金銭は、その価格が均一である必要があります。

また、公開買付届出書の「**算定の基礎**」欄には、①及び②の価格が均一であることの算定根拠を記載し（他社株府令第 2 号様式記載上の注意（**6**）**e**）、①について「有価証券等…の存在を示すに足る書面」、②について「公開買付けに要する資金…の存在を示すに足る書面」をそれぞれ添付する必要があると考えられます（他社株府令第 13 条第 1 項第 7 号）。

（問 **43**） 有価証券をもって対価とする公開買付けにおいて、決済に要する有価証券のため、公開買付けの開始後に株式の発行又は自己株式の処分を行う場合、公開買付届出書の添付書類である「有価証券等…の存在を示すに足る書面」としてどのような書面を添付する必要がありますか（法第 27 条の 3 第 2 項関係）。

（答）  
「有価証券等…の存在を示すに足る書面」（他社株府令第

13 条第 1 項第 7 号) は、決済に要する有価証券等の調達が可能であることを相当程度の確度をもって裏付けるものでなくてはならないと考えられます。

決済に要する有価証券のため、公開買付けの開始後に株式の発行又は自己株式の処分を行う場合、株式の発行又は自己株式の処分について株主総会の決議が必要であるときは、株主総会の決議がなされていれば、決済に要する有価証券等の調達が可能であることが相当程度の確度をもって裏付けられていると考えられます。

このため、株式の発行又は自己株式の処分について株主総会の決議が必要であるときは、「有価証券等…の存在を示すに足る書面」として、通常、株主総会議事録の写し（株式の発行又は自己株式の処分に係る決議事項を内容とする部分に限ります。）を添付する必要があると考えられます。

これに対し、株式の発行又は自己株式の処分について株主総会の決議が不要であるときは、通常、取締役会議事録の写し（株式の発行又は自己株式の処分に係る決議事項を内容とする部分に限ります。）のほか、株主総会が不要であることを確認することができる書面を添付することで足りると考えられます。

(注) 例えば、産競法第 30 条第 1 項の規定による株式の発

13 条第 1 項第 7 号) は、決済に要する有価証券等の調達が可能であることを相当程度の確度をもって裏付けるものでなくてはならないと考えられます。

決済に要する有価証券のため、公開買付けの開始後に株式の発行又は自己株式の処分を行う場合、株式の発行又は自己株式の処分について株主総会の決議が必要であるときは、株主総会の決議がなされていれば、決済に要する有価証券等の調達が可能であることが相当程度の確度をもって裏付けられていると考えられます。

このため、株式の発行又は自己株式の処分について株主総会の決議が必要であるときは、「有価証券等…の存在を示すに足る書面」として、通常、株主総会議事録の写し（株式の発行又は自己株式の処分に係る決議事項を内容とする部分に限ります。）を添付する必要があると考えられます。

これに対し、株式の発行又は自己株式の処分について株主総会の決議が不要であるときは、通常、取締役会議事録の写し（株式の発行又は自己株式の処分に係る決議事項を内容とする部分に限ります。）のほか、株主総会が不要であることを確認することができる書面を添付することで足りると考えられます。

(注) 例えば、産業競争力強化法（以下「産競法」とい

行又は自己株式の処分の場合、株主総会が不要であることを確認することができる書面として、通常、①産競法第 30 条第 3 項の規定により読み替えて準用する会社法第 796 条第 2 項に基づく一定規模以下の株式の発行又は自己株式の処分であり、かつ、②産競法第 30 条第 3 項の規定により読み替えて準用する会社法第 796 条第 3 項に基づき一定の数の株式を有する株主から当該株式の発行又は自己株式の処分に反対する旨の通知を受けていないことを証する旨の公開買付者代表者名義の書面を添付する必要があると考えられます。また、会社法第 816 条の 4 第 1 項の規定により株式交付計画の株主総会の承認を要しない場合、株主総会が不要であることを確認することができる書面として、通常、①会社法第 816 条の 4 第 1 項に基づく一定規模以下の株式交付であり、かつ、②会社法第 816 条の 4 第 2 項に基づき一定の数の株式を有する株主から当該株式交付に反対する旨の通知を受けていないことを証する旨の公開買付者代表者名義の書面を添付する必要があると考えられます。

(問 22) 産競法第 30 条第 1 項の規定による有価証券をもって対価とする公開買付けにおいて、公開買付者は、買

す。)第 32 条第 1 項の規定による株式の発行又は自己株式の処分の場合、株主総会が不要であることを確認することができる書面として、通常、①産競法第 32 条第 3 項の規定により読み替えて準用する会社法第 796 条第 2 項に基づく一定規模以下の株式の発行又は自己株式の処分であり、かつ、②産競法第 32 条第 3 項の規定により読み替えて準用する会社法第 796 条第 4 項に基づき、一定の数の株式を有する株主から当該株式の発行又は自己株式の処分に反対する旨の通知を受けていないことを証する旨の公開買付者代表者名義の書面を添付する必要があると考えられます。また、会社法第 816 条の 4 第 1 項の規定により株式交付計画の株主総会の承認を要しない場合、株主総会が不要であることを確認することができる書面として、通常、①会社法第 816 条の 4 第 1 項に基づく一定規模以下の株式交付であり、かつ、②会社法第 816 条の 4 第 2 項に基づき、一定の数の株式を有する株主から当該株式交付に反対する旨の通知を受けていないことを証する旨の公開買付者代表者名義の書面を添付する必要があると考えられます。

(問 45) 産競法第 32 条第 1 項の規定による有価証券をもって対価とする公開買付けにおいて、公開買付者は、買

付け等の対価として端数株式を交付する場合、端数株式の交付後に端数処理による金銭の交付を行うこととなりますが（産競法第 30 条第 3 項の規定により読み替えて準用する会社法第 234 条第 1 項）、この場合、端数株式の交付を「遅滞なく」行えば足りるかどうか、それとも端数処理による金銭の交付まで「遅滞なく」行う必要がありますか（法第 27 条の 2 第 5 項関係）。

（答）

買付け等に係る受渡しその他の決済は、買付け等の期間が終了した後、遅滞なく行うこととされておりますが（法第 27 条の 2 第 5 項、令第 8 条第 5 項第 2 号）、有価証券をもって買付け等の対価とする場合、買付け等の対価はあくまで有価証券であるため、端数株式の交付が「買付け等に係る受渡しその他の決済」に該当するものと考えられます。

このため、公開買付者は、端数株式の交付を「遅滞なく」行えば足りると考えられます。

会社法上の株式交付による有価証券をもって対価とする公開買付けにおいて、公開買付者が、買付け等の対価として端数株式を交付する場合（会社法第 234 条第 1 項）も、同様です。

（注）これに対し、公開買付者が、買付け等の対価として端数株式を交付するのではなく、「交換に係る差金」（法

付け等の対価として端数株式を交付する場合、端数株式の交付後に端数処理による金銭の交付を行うこととなりますが（産競法第 32 条第 3 項の規定により読み替えて準用する会社法第 234 条第 1 項）、この場合、端数株式の交付を「遅滞なく」行えば足りるかどうか、それとも端数処理による金銭の交付まで「遅滞なく」行う必要がありますか（法第 27 条の 2 第 5 項関係）。

（答）

買付け等に係る受渡しその他の決済は、買付け等の期間が終了した後、遅滞なく行うこととされておりますが（法第 27 条の 2 第 5 項、令第 8 条第 5 項第 2 号）、有価証券をもって買付け等の対価とする場合、買付け等の対価はあくまで有価証券であるため、端数株式の交付が「買付け等に係る受渡しその他の決済」に該当するものと考えられます。

このため、公開買付者は、端数株式の交付を「遅滞なく」行えば足りると考えられます。

会社法上の株式交付による有価証券をもって対価とする公開買付けにおいて、公開買付者が、買付け等の対価として端数株式を交付する場合（会社法第 234 条第 1 項）も、同様です。

（注）これに対し、公開買付者が、買付け等の対価として端数株式を交付するのではなく、「交換に係る差金」（法

<p>第 27 条の 2 第 3 項、令第 8 条第 2 項) として端数株式の代わりに金銭を交付する場合、買付け等の対価はあくまで金銭であるため、金銭の交付が「買付け等に係る受渡しその他の決済」に該当するものと考えられます。このため、公開買付者は、金銭の交付を「遅滞なく」行う必要があると考えられます。</p>	<p>第 27 条の 2 第 3 項、令第 8 条第 2 項) として端数株式の代わりに金銭を交付する場合、買付け等の対価はあくまで金銭であるため、金銭の交付が「買付け等に係る受渡しその他の決済」に該当するものと考えられます。このため、公開買付者は、金銭の交付を「遅滞なく」行う必要があると考えられます。</p>
<p>問 <b>23</b> [略]</p>	<p>問 <b>26</b> [同左]</p>
<p>問 <b>24</b> [略]</p>	<p>問 <b>3</b> [同左]</p>
<p>問 <b>25</b>・問 <b>26</b> [略]</p>	<p>問 <b>28</b>・問 <b>29</b> [同左]</p>
<p>問 <b>27</b> [略]</p>	<p>問 <b>4</b> [同左]</p>
<p>(問 <b>28</b>) 株券等所有割合の計算において、①対象者が所有する自己株式や②いわゆる相互保有により議決権のない株式はどのように取り扱われますか (法第 27 条の 2 第 8 項関係)。</p> <p>(答) 株券等所有割合は、基本的に以下の式により計算されます (法第 27 条の 2 第 8 項、他社株府令第 6 条)。</p>	<p>(問 <b>31</b>) 株券等所有割合の計算において、①対象者が所有する自己株式や②いわゆる相互保有により議決権のない株式はどのように取り扱われますか (法第 27 条の 2 第 8 項関係)。</p> <p>(答) 株券等所有割合は、基本的に以下の式により計算されます (法第 27 条の 2 第 8 項、他社株府令第 6 条)。</p>

$$\text{株券等所有割合} = \frac{\text{買付者及び特別関係者の所有株券等に係る議決権の数}}{\text{総株主等の議決権の数} + \text{買付者及び特別関係者が所有する潜在株券等に係る議決権の数}}$$

この式において、

- ① 対象者が所有する自己株式は分母・分子ともに議決権の数に含めません。
- ② これに対し、いわゆる相互保有により議決権のない株式（会社法第 308 条第 1 項、会社法施行規則第 67 条第 1 項参照）は分母・分子ともに議決権の数に含めます。

なお、分母の「買付者及び特別関係者が所有する潜在**株券等**に係る議決権の数」は、買付者又は特別関係者が複数いる場合、すべての買付者及びすべての特別関係者が所有する潜在株券等に係る議決権の数であると考えられます。

（問 **29**）株券等所有割合の計算において、買付者又はその特別関係者が出資する組合が、組合財産として所有する対象者の株券等はどのように取り扱われますか（法第 27 条の 2 第 8 項関係）。

$$\text{株券等所有割合} = \frac{\text{買付者及び特別関係者の所有株券等に係る議決権の数}}{\text{総株主等の議決権の数} + \text{買付者及び特別関係者が所有する潜在株券等に係る議決権の数}}$$

この式において、

- ① 対象者が所有する自己株式は分母・分子ともに議決権の数に含めません。
- ② これに対し、いわゆる相互保有により議決権のない株式（会社法第 308 条第 1 項、会社法施行規則第 67 条第 1 項参照）は分母・分子ともに議決権の数に含めます。

なお、分母の「買付者及び特別関係者が所有する潜在**株式**に係る議決権の数」は、買付者又は特別関係者が複数いる場合、すべての買付者及びすべての特別関係者が所有する潜在株券等に係る議決権の数であると考えられます。

（問 **32**）株券等所有割合の計算において、買付者又はその特別関係者が出資する組合が、組合財産として所有する対象者の株券等はどのように取り扱われますか（法第 27 条の 2 第 8 項関係）。

(答)

組合契約の内容及び当該組合の実態に照らし、個別事案ごとに判断する必要がありますが、買付者又はその特別関係者が、組合財産である対象者の株券等のうち、自己の持分に相当する部分を、自らの意思に基づき取得することができる場合（例えば、役員持株会の会員である場合は、これに該当すると考えられます。）には、当該部分を、当該者が了知し、又は容易に了知し得る範囲で、その所有に係る株券等として計算すべきであると考えられます。

(注) 容易に了知し得るか否かは、組合契約の内容や当該組合の実態のほか、株券等所有割合の計算が問題となる状況によっても異なり得ると考えられます。例えば、組合員が少数であれば少数であるほど、通常、了知することが容易になると考えられます。また、多数の取引が反復継続して行われているような状況においては、個々の取引の時点での自己の持分に相当する部分は容易に了知し得ないと考えられる一方、公開買付けのような単発の取引が行われる状況においては、当該時点での自己の持分に相当する部分は、通常、容易に了知し得ると考えられます。

また、買付者又はその特別関係者が、組合財産である対象者の株券等について議決権を行使することができる権限若

(答)

組合契約の内容及び当該組合の実態に照らし、個別事案ごとに判断する必要がありますが、買付者又はその特別関係者が、組合財産である対象者の株券等のうち、自己の持分に相当する部分を、自らの意思に基づき取得することができる場合（例えば、役員持株会の会員である場合は、これに該当すると考えられます。）には、当該部分を、当該者が了知し、又は容易に了知し得る範囲で、その所有に係る株券等として計算すべきであると考えられます。

(注) 容易に了知し得るか否かは、組合契約の内容や当該組合の実態のほか、株券等所有割合の計算が問題となる状況によっても異なり得ると考えられます。例えば、組合員が少数であれば少数であるほど、通常、了知することが容易になると考えられます。また、多数の取引が反復継続して行われているような状況においては、個々の取引の時点での自己の持分に相当する部分は容易に了知し得ないと考えられる一方、公開買付けのような単発の取引が行われる状況においては、当該時点での自己の持分に相当する部分は、通常、容易に了知し得ると考えられます。

また、買付者又はその特別関係者が、組合財産である対象者の株券等について議決権を行使することができる権限若

<p>しくは議決権の行使について指図を行うことができる権限又は投資するのに必要な権限を有する場合、その所有に係る株券等として計算する必要があります(令第7条第2項第2号及び第3号)。</p> <p>さらに、当該組合自体が買付者の特別関係者に該当する場合、組合財産である対象者の株券等のすべてを買付者の株券等所有割合に算入する必要があります。</p> <p>なお、例えば、組合が買付者となり、その組合員が特別関係者となる場合のように、同一の株券等が、複数の買付者又は特別関係者の所有に係る場合、株券等所有割合の計算においては、買付者(買付者又は特別関係者のいずれか一方が複数である場合には、いずれかの買付者又は特別関係者)の所有に係る株券等として計算すれば足りる(二重にカウントする必要はない)と考えられます。</p>	<p>しくは議決権の行使について指図を行うことができる権限又は投資するのに必要な権限を有する場合、その所有に係る株券等として計算する必要があります(令第7条第1項第2号及び第3号)。</p> <p>さらに、当該組合自体が買付者の特別関係者に該当する場合、組合財産である対象者の株券等のすべてを買付者の株券等所有割合に算入する必要があります。</p> <p>なお、例えば、組合が買付者となり、その組合員が特別関係者となる場合のように、同一の株券等が、複数の買付者又は特別関係者の所有に係る場合、株券等所有割合の計算においては、買付者(買付者又は特別関係者のいずれか一方が複数である場合には、いずれかの買付者又は特別関係者)の所有に係る株券等として計算すれば足りる(二重にカウントする必要はない)と考えられます。</p>
<p>問 30 [略]</p>	<p>問 47 [同左]</p>
<p>(問 31) 公開買付開始公告に先立ち、公開買付けを実施することを予告する場合、どのような点に留意する必要がありますか(法第27条の3第1項関係)。</p> <p>(答)</p>	<p>(問 48) 公開買付開始公告に先立ち、公開買付けを実施することを予告する場合、どのような点に留意する必要がありますか(法第27条の3第1項関係)。</p> <p>(答)</p>

<p>個別事案ごとに判断する必要がありますが、例えば、公開買付けを実際に行う合理的な根拠がない(公開買付けの決済に要する資金の調達について相当程度の確度がない場合を含みます。)にもかかわらず、公開買付けを実施する予定がある旨を公表するような場合、風説の流布(法第158条)や相場操縦行為(法第159条第2項第2号)等に該当する場合もあり得ると考えられます。</p>	<p>個別事案ごとに判断する必要がありますが、例えば、公開買付けを実際に行う合理的な根拠がないにもかかわらず、公開買付けを実施する可能性がある旨を公表するような場合、風説の流布(法第158条)や相場操縦行為(法第159条第2項第2号)等に該当する場合もあり得ると考えられます。</p>
<p>(問 32) 公開買付けに要する資金について、公開買付けの開始後に第三者から貸付けを受ける場合、公開買付届出書の添付書類である「公開買付けに要する資金…の存在を示すに足る書面」としてどのような書面を添付する必要がありますか(法第27条の3第2項関係)。</p> <p>(答) 「公開買付けに要する資金…の存在を示すに足る書面」(他社株府令第13条第1項第7号)は、決済に要する資金の調達が可能であることを相当程度の確度をもって裏付けるものでなくてはならないと考えられます。</p> <p>したがって、公開買付けに要する資金について、公開買付けの開始後に第三者から貸付けを受けるため、「公開買付けに要する資金…の存在を示すに足る書面」として融資証明</p>	<p>(問 33) 公開買付けに要する資金について、公開買付けの開始後に第三者から貸付けを受ける場合、公開買付届出書の添付書類である「公開買付けに要する資金…の存在を示すに足る書面」としてどのような書面を添付する必要がありますか(法第27条の3第2項関係)。</p> <p>(答) 「公開買付けに要する資金…の存在を示すに足る書面」(他社株府令第13条第1項第7号)は、決済に要する資金の調達が可能であることを相当程度の確度をもって裏付けるものでなくてはならないと考えられます。</p> <p>したがって、公開買付けに要する資金について、公開買付けの開始後に第三者から貸付けを受けるため、「公開買付けに要する資金…の存在を示すに足る書面」として融資証明</p>

書等を添付する場合には、当該融資証明書等によって、当該貸付けが相当程度の確度をもって実行されるものであることが裏付けられなければならないと考えられます。相当程度の確度があるか否かは、貸付人の状況及び貸付けに係る契約又は合意の内容等の事実関係に照らし、個別事案ごとに判断する必要があります。

具体的には、例えば、以下のような場合には、相当程度の確度がある場合には該当しないと考えられます。

- ・ 貸付人の資力に疑義があることが明らかである場合
- ・ 貸付けに係る契約の締結又は貸付けの実行のための前提条件が付されており、当該前提条件の内容が、重要な点において具体的かつ客観的ではない場合 **又は公開買付けの決済までの間に成就することが合理的に見込まれない場合**
- ・ 貸付人において、貸付けの実行のために当該時点において必要な内部的な手続（事前の条件提示に係る稟議・決裁等）が行われていない場合

また、相当程度の確度があるというためには、以下の点が確保されている必要があると考えられます。

- ・ 貸付人の承諾なく公開買付期間が延長されていないことを貸付けに係る契約の締結又は貸付けの実行の

書等を添付する場合には、当該融資証明書等によって、当該貸付けが相当程度の確度をもって実行されるものであることが裏付けられなければならないと考えられます。相当程度の確度があるか否かは、貸付人の状況及び貸付けに係る契約又は合意の内容等の事実関係に照らし、個別事案ごとに判断する必要があります。

具体的には、例えば、以下のような場合には、相当程度の確度がある場合には該当しないと考えられます。

- ・ 貸付人の資力に疑義があることが明らかである場合
- ・ 貸付けに係る契約の締結又は貸付けの実行のための前提条件が付されており、当該前提条件の内容が、重要な点において具体的かつ客観的ではない場合
- ・ 貸付人において、貸付けの実行のために当該時点において必要な内部的な手続（事前の条件提示に係る稟議・決裁等）が行われていない場合

また、相当程度の確度があるというためには、以下の点が確保されている必要があると考えられます。

- ・ 貸付人の承諾なく公開買付期間が延長されていないことを貸付けに係る契約の締結又は貸付けの実行の

ための前提条件とする場合には、与信判断に与える影響が軽微な事由による延長について当該承諾を不合理に拒否しないこととなっていること

- ・ 当該融資証明書等の効力に期限が付されている場合には、少なくとも、当初の公開買付期間（当初から予定されている延長を含みます。）及び公開買付けの終了から決済までの期間に 10 営業日を加えた期間をカバーするような期限であること

なお、当該貸付けに係る契約の締結又は貸付けの実行のための前提条件が付されている場合には、当該前提条件のうち、重要な事項の内容（いわゆる表明・保証等、当該前提条件において言及されている事項のうち、重要な事項の内容を含みます。以下この間において同じです。）を公開買付届出書に具体的に記載し、又は、当該前提条件のうち、重要な事項の内容が記載された書面を **公開買付届出書** に添付する必要があると考えられます。

（注）当該前提条件の内容が個人のプライバシーや会社の営業秘密に関わるなどの理由により、その開示をすることが、貸付人、公開買付者又は対象者その他の者の利益を著しく害するおそれがある場合には、当該利益に配慮した開示の方法が認められると考えられます。

ための前提条件とする場合には、与信判断に与える影響が軽微な事由による延長について当該承諾を不合理に拒否しないこととなっていること

- ・ 当該融資証明書等の効力に期限が付されている場合には、少なくとも、当初の公開買付期間（当初から予定されている延長を含みます。）及び公開買付けの終了から決済までの期間に 10 営業日を加えた期間をカバーするような期限であること

なお、当該貸付けに係る契約の締結又は貸付けの実行のための前提条件が付されている場合には、当該前提条件のうち、重要な事項の内容（いわゆる表明・保証等、当該前提条件において言及されている事項のうち、重要な事項の内容を含みます。以下この間において同じです。）を公開買付届出書に具体的に記載し、又は、当該前提条件のうち、重要な事項の内容が記載された書面を添付する必要があると考えられます。

（注）当該前提条件の内容が個人のプライバシーや会社の営業秘密に関わるなどの理由により、その開示をすることが、貸付人、公開買付者又は対象者その他の者の利益を著しく害するおそれがある場合には、当該利益に配慮した開示の方法が認められると考えられます。

<p>問 <b>33</b> [略]</p>	<p>問 <b>34</b> [同左]</p>
<p>(問 <b>34</b>) 公開買付けにおいて、買付価格の公正性に影響を及ぼし得る事情や利益相反を生じさせ得る事情がある場合、当該事情を公開買付届出書や意見表明報告書に記載する必要がありますか(法第 27 条の 3 第 2 項、第 27 条の 10 第 1 項関係)。</p>	<p>(問 <b>35</b>) <b>いわゆる MBO のために行われる</b>公開買付けにおいて、買付価格の公正性に影響を及ぼし得る事情や利益相反を生じさせ得る事情がある場合、当該事情を公開買付届出書や意見表明報告書に記載する必要がありますか(法第 27 条の 3 第 2 項、第 27 条の 10 第 1 項関係)。</p>
<p>(答)</p> <p><b>公開買付けの公正性を担保するための措置を講じているときは、その具体的内容を公開買付届出書や意見表明報告書に記載することとされており(他社株府令第 2 号様式記載上の注意 (11)、第 4 号様式記載上の注意 (5))、公開買付けの公正性に悪影響を及ぼすおそれがある事情がある場合には、その内容を具体的に記載する必要があります(他社株府令第 2 号様式記載上の注意 (11) f、第 4 号様式記載上の注意 (5) g)。そのため、買付価格の公正性に影響を及ぼし得る事情や利益相反を生じさせ得る事情があるにもかかわらず、当該事情を記載しない場合、通常、記載すべき重要な事項の記載が欠けていると認められると考えられます。</b></p> <p>買付価格の公正性に影響を及ぼし得る事情や利益相反を生じさせ得る事情としては、例えば、以下のような場合が考えられます。</p>	<p>(答)</p> <p><b>いわゆる MBO のために行われる公開買付けにおいては、買付価格の公正性を担保するための措置や利益相反を回避する措置を講じているときは、その具体的内容を公開買付届出書や意見表明報告書に記載することとされていますが(他社株府令第 2 号様式記載上の注意 (6) f 及び (26)、第 4 号様式記載上の注意 (3) d)、買付価格の公正性に影響を及ぼし得る事情や利益相反を生じさせ得る事情があるにもかかわらず、買付価格の公正性を担保するための措置や利益相反を回避する措置のみを記載し、当該事情を記載しない場合、記載すべき重要な事項の記載が欠けていると認められる場合もある</b>と考えられます。</p> <p>買付価格の公正性に影響を及ぼし得る事情や利益相反を生じさせ得る事情としては、例えば、以下のような場合が考えられます。</p>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>いわゆるMBOのために行われる公開買付けの際に</b>、対象者において、公開買付価格の算定に関連して参照されることを前提として、当該MBOに参加する取締役（将来参加する予定の取締役を含みます。以下この間において同じです。）の実質的な関与の下に事業計画等の作成・変更が行われている場合であって、①当該事業計画等が、対象者において従前作成していた事業計画等と大きく異なっている場合、②当該事業計画等が前提としている事実が、対象者において従前作成していた事業計画等が前提としていた事実と大きく異なっている場合又は③対象者において、従前、事業計画等が作成されていなかった場合</li> <li>・ <b>いわゆるMBOのために行われる公開買付けの際に</b>、当該MBOに参加する取締役が対象者のその他の役員及び従業員に対して有する実質的な支配力等に鑑み、当該取締役が当該MBOに係る対象者の意思決定（当該MBOを受け入れること、当該MBOのために行われる公開買付けに対する賛同等）に明示又は黙示に強い影響力を及ぼしている場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象者において、公開買付価格の算定に関連して参照されることを前提として、当該MBOに参加する取締役（将来参加する予定の取締役を含みます。以下この間において同じです。）の実質的な関与の下に事業計画等の作成・変更が行われている場合であって、①当該事業計画等が、対象者において従前作成していた事業計画等と大きく異なっている場合、②当該事業計画等が前提としている事実が、対象者において従前作成していた事業計画等が前提としていた事実と大きく異なっている場合又は③対象者において、従前、事業計画等が作成されていなかった場合</li> <li>・ 当該MBOに参加する取締役が対象者のその他の役員及び従業員に対して有する実質的な支配力等に鑑み、当該取締役が当該MBOに係る対象者の意思決定（当該MBOを受け入れること、当該MBOのために行われる公開買付けに対する賛同等）に明示又は黙示に強い影響力を及ぼしている場合</li> </ul>
<p>（問 <b>35</b>）対象者が、金融商品取引所の規則に基づきプレスリリースを公表した場合、公開買付者は、公開買付届出書の「対象者の状況」の「その他」欄の記載や訂正届出</p>	<p>（問 <b>41</b>）対象者が、金融商品取引所の規則に基づきプレスリリースを公表した場合、公開買付者は、公開買付届出書の「対象者の状況」の「その他」欄の記載や訂正届出</p>

<p>書の提出を行う必要がありますか（法第 27 条の 3 第 2 項第 3 号、第 27 条の 8 第 2 項関係）。</p> <p>（答）</p> <p>対象者が、金融商品取引所の規則に基づきプレスリリースを公表した場合であっても、必ず公開買付届出書の「対象者の状況」の「その他」欄の記載や訂正届出書の提出を行わなければならないわけではなく、投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報や対象者について最近の有価証券届出書、有価証券報告書、特定証券情報及び発行者情報に記載又は表示されていない重要な事実を知っている場合における当該事実該当する場合に行えば足りるものと考えられます（他社株府令第 21 条第 3 項第 2 号、第 2 号様式記載上の注意 <a href="#">(45)</a>）。</p>	<p>書の提出を行う必要がありますか（法第 27 条の 3 第 2 項第 3 号、第 27 条の 8 第 2 項関係）。</p> <p>（答）</p> <p>対象者が、金融商品取引所の規則に基づきプレスリリースを公表した場合であっても、必ず公開買付届出書の「対象者の状況」の「その他」欄の記載や訂正届出書の提出を行わなければならないわけではなく、投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報や対象者について最近の有価証券届出書、有価証券報告書、特定証券情報及び発行者情報に記載又は表示されていない重要な事実を知っている場合における当該事実該当する場合に行えば足りるものと考えられます（他社株府令第 21 条第 3 項第 2 号、第 2 号様式記載上の注意 <a href="#">(34)</a>）。</p>
<p>問 <a href="#">36</a> [略]</p>	<p>問 <a href="#">40</a> [同左]</p>
<p>問 <a href="#">37</a> [略]</p>	<p>問 <a href="#">42</a> [同左]</p>
<p>問 <a href="#">38</a> [略]</p>	<p>問 <a href="#">2</a> [同左]</p>
<p>問 <a href="#">39</a> [略]</p>	<p>問 <a href="#">36</a> [同左]</p>
<p>（問 <a href="#">40</a>）公開買付けに要する資金について、公開買付けの開始後に第三者から貸付けを受ける場合において、当該貸付けを受けることができないことを公開買付けの撤回事由とすることができますか（法第 27 条の 11 第 1</p>	<p>（問 <a href="#">37</a>）公開買付けに要する資金について、公開買付けの開始後に第三者から貸付けを受ける場合において、当該貸付けを受けることができないことを公開買付けの撤回事由とすることができますか（法第 27 条の 11 第 1</p>

項関係)。

(答)

貸付けを受けることができないこと自体を撤回事由とする  
ことはできないと考えられます。

なお、貸付けを受けることができない原因となる事実が、  
令第 14 条に規定する事由（例えば、同条第 1 項第 1 号ネに  
規定する「イからツまでに掲げる事項に準ずる事項」、同項  
第 3 号又に規定する「イからリまでに掲げる事実」に準ずる事  
実」**又は他社株府令第 26 条第 4 項第 6 号に規定する「前各  
号に掲げる事情に準ずる事情」**）に該当する場合には、当該  
事由を撤回事由とすることが考えられます。

例えば、①対象者が過去に提出した法定開示書類につい  
て、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重  
要な事項の記載が欠けていることが判明した場合、②公開買  
付開始公告を行った日以後に発生した事情により対象者の  
事業上重要な契約が終了した場合、③対象者の重要な子会社  
に**令第 14 条第 1 項第 3 号**イからリまでに掲げる事実が発生  
した場合などは、通常、同号に規定する「イからリまでに掲  
げる事実」に該当すると考えられます。**また、  
④当該貸付けを受けることが法令に違反することとなる場  
合などは、通常、他社株府令第 26 条第 4 項第 6 号に規定す**

項関係)。

(答)

貸付けを受けることができないこと自体を撤回事由とす  
ることはできないと考えられます。

なお、貸付けを受けることができない原因となる事実が、  
令第 14 条に規定する事由（例えば、同条第 1 項第 1 号ネに  
規定する「イからツまでに掲げる事項に準ずる事項」**又は**同  
項第 3 号又に規定する「イからリまでに掲げる事実」に準ずる  
事実」）に該当する場合には、当該事由を撤回事由とするこ  
とが考えられます。例えば、①対象者が過去に提出した法定  
開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又  
は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明し  
た場合、②公開買付開始公告を行った日以後に発生した事情  
により対象者の事業上重要な契約が終了した場合、③対象者  
の重要な子会社に**同号**イからリまでに掲げる事実が発生し  
た場合などは、通常、同号に規定する「イからリまでに掲げ  
る事実」に該当すると考えられます。

る「前各号に掲げる事項に準ずる事項」に該当すると考えられます。ただし、公開買付けの開始時点において、公開買付者が当該貸付けが法令違反となる蓋然性を認識することができた場合には、この限りではないと考えられます。

(問 41) 公開買付けに先立ち、公開買付者と対象者の大株主との間で、公開買付者の行う公開買付けに大株主が応募する旨の合意をします。当該合意の内容として、特定の事由が生じた場合には、大株主が応募を取り止めることを義務付けることは、公開買付規制上、どのような問題がありますか（法第 27 条の 11 第 1 項関係）。

(答)

公開買付けに先立ち、公開買付者が対象者の大株主との間で、公開買付者の行う公開買付けに大株主が応募すること又は応募しないことを合意することは、それ自体、直ちに公開買付規制に抵触するものではないと考えられます。

しかし、公開買付者が、公開買付けにおける買付予定の株券等の数の下限を定める場合であって、当該大株主が応募しない限り応募株券等の数が当該下限に達せず公開買付けが不成立となることが明らかである場合においては、特定の事由が生じた場合に当該大株主が応募を取り止めることを義

(問 38) 公開買付けに先立ち、公開買付者と対象者の大株主との間で、公開買付者の行う公開買付けに大株主が応募する旨の合意をします。当該合意の内容として、特定の事由が生じた場合には、大株主が応募を取り止めることを義務付けることは、公開買付規制上、どのような問題がありますか（法第 27 条の 11 第 1 項関係）。

(答)

公開買付けに先立ち、公開買付者が対象者の大株主との間で、公開買付者の行う公開買付けに大株主が応募すること又は応募しないことを合意することは、それ自体、直ちに公開買付規制に抵触するものではないと考えられます。

しかし、公開買付者が、公開買付けにおける買付予定の株券等の数の下限を定める場合であって、当該大株主が応募しない限り応募株券等の数が当該下限に達せず公開買付けが不成立となることが明らかである場合においては、特定の事由が生じた場合に当該大株主が応募を取り止めることを義

務付けることは、実質的には当該特定の事由を公開買付けの撤回事由とすることと同視されるため、公開買付けの撤回等に関する規制（法第 27 条の 11 第 1 項参照）の趣旨が及ぶものと考えられます。

したがって、上記の要件に該当する場合は、

- ① 法令上、公開買付けを撤回することができる事由（令第 14 条参照）以外の事由により応募の取止めを義務付けることはできず、
- ② 法令上、公開買付けを撤回することができる事由の範囲内で応募の取止めを義務付ける場合であっても、どのような場合に応募の取止めを義務付けているかについて、あらかじめ公開買付開始公告及び公開買付届出書に具体的に記載する必要がある、
- ③ 実際に当該事由が生じた場合には、公開買付開始公告の訂正及び公開買付届出書の訂正届出書の提出が必要である  
と考えられます。

なお、上記の要件に該当する場合に限らず、公開買付者と対象者の大株主が公開買付けへの応募 **又は不応募** について何らかの合意をしている場合には、大株主の応募の有無が公開買付けの結果に与える影響の大きさに鑑み、その内容を公

務付けることは、実質的には当該特定の事由を公開買付けの撤回事由とすることと同視されるため、公開買付けの撤回等に関する規制（法第 27 条の 11 第 1 項参照）の趣旨が及ぶものと考えられます。

したがって、上記の要件に該当する場合は、

- ① 法令上、公開買付けを撤回することができる事由（令第 14 条参照）以外の事由により応募の取止めを義務付けることはできず、
- ② 法令上、公開買付けを撤回することができる事由の範囲内で応募の取止めを義務付ける場合であっても、どのような場合に応募の取止めを義務付けているかについて、あらかじめ公開買付開始公告及び公開買付届出書に具体的に記載する必要がある、
- ③ 実際に当該事由が生じた場合には、公開買付開始公告の訂正及び公開買付届出書の訂正届出書の提出が必要である  
と考えられます。

なお、上記の要件に該当する場合に限らず、公開買付者と対象者の大株主が公開買付けへの応募について何らかの合意をしている場合には、大株主の応募の有無が公開買付けの結果に与える影響の大きさに鑑み、その内容を公開買付届出

<p>開買付届出書に具体的に記載する必要があると考えられます す <u>(他社株府令第2号様式記載上の注意(14))</u>。</p>	<p>書に具体的に記載する必要があると考えられます。</p>
<p>問 <u>42</u> [略]</p>	<p>問 <u>7</u> [同左]</p>
<p>(問 <u>43</u>) 公開買付けに係る株券等の買付け等について、独占禁止法上の株式取得の事前届出を行った場合において、公開買付け期間の末日の前日までに <u>公正取引委員会から排除措置命令を行わない旨の通知を受けられないときは</u>、公開買付けの撤回等を行うことができますか (法第27条の11第1項関係)。</p> <p>(答) 公開買付け期間の末日の前日までに <u>公正取引委員会から排除措置命令を行わない旨の通知(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第九条から第十六条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則第9条)を受けられない</u>場合、通常、株券等の取得につき「許可等」(令第14条第1項第4号)を得られなかったものとして、公開買付けの撤回等を行うことができると考えられます。</p> <p>(注) 公開買付け開始公告及び公開買付け届出書において、上記のような事情が生じたときは公開買付けの撤回等を行うことができる旨の条件を付していることが必要となります。</p>	<p>(問 <u>8</u>) 公開買付けに係る株券等の買付け等について、独占禁止法上の株式取得の事前届出を行った場合において、公開買付け期間の末日の前日までに <u>同法に基づく排除措置命令の事前通知を受ける可能性のある期間が終了しない場合</u>、公開買付けの撤回等を行うことができますか (法第27条の11第1項関係)。</p> <p>(答) 公開買付け期間の末日の前日までに、<u>独占禁止法に基づく排除措置命令の事前通知を受ける可能性のある期間(以下「措置期間」といいます。)</u>が終了しない場合、通常、株券等の取得につき「許可等」(令第14条第1項第4号)を得られなかったものとして、公開買付けの撤回等を行うことができると考えられます。</p> <p>(注) 公開買付け開始公告及び公開買付け届出書において、上記のような事情が生じたときは公開買付けの撤回等を行うことができる旨の条件を付していることが必要となります。</p>

<p>ただし、公開買付けの開始時期及び株式取得の事前届出を行う時期の決定並びに公開買付け期間の設定等において、公開買付け期間の末日の前日までに待機期間（独占禁止法第10条第8項参照）が終了するようにする必要がありますと考えられます。</p>	<p>ただし、公開買付けの開始時期及び株式取得の事前届出を行う時期の決定並びに公開買付け期間の設定等において、公開買付け期間の末日の前日までに待機期間（独占禁止法第10条第8項参照）が終了するようにする必要がありますと考えられます。</p>
<p>(問 44) 公開買付けに係る株券等の買付け等について、独占禁止法上の株式取得の事前届出が必要な場合、公開買付け届出書の「株券等の取得に関する許可等」の欄にどのような記載をする必要がありますか。また、添付書類として、どのような書類を添付する必要がありますか（法第27条の3第2項関係）。</p> <p>(答)</p> <p>公正取引委員会から <b>排除措置命令を行わない旨の通知を受ける</b>ことが公開買付け届出書の「株券等の取得に関する許可等」の欄における「許可等」（令第14条第1項第4号）に当たるものとして記載すべきであると考えられます。</p> <p>具体的には、独占禁止法上の事前届出が必要である旨、事前届出を行った日又は行う予定の日及び待機期間が終了し</p>	<p>(問 9) 公開買付けに係る株券等の買付け等について、独占禁止法上の株式取得の事前届出が必要な場合、公開買付け届出書の「株券等の取得に関する許可等」の欄にどのような記載をする必要がありますか。また、添付書類として、どのような書類を添付する必要がありますか（法第27条の3第2項関係）。</p> <p>(答)</p> <p>公正取引委員会から <b>排除措置命令の事前通知を受けるとなく措置期間が終了する</b>ことが公開買付け届出書の「株券等の取得に関する許可等」の欄における「許可等」（令第14条第1項第4号）に当たるものとして記載すべきであると考えられます。</p> <p>具体的には、独占禁止法上の事前届出が必要である旨、事前届出を行った日又は行う予定の日及び待機期間が終了し</p>

<p>た日又は終了する予定の日に加え、公正取引委員会から排除措置命令を行わない旨の通知を受けている場合にはその旨等を記載する必要があると考えられます。</p> <p>(注) なお、「株券等の取得に関する許可等」の欄には、(3)において、原則として、許可等の「番号」を記載する必要がありますが、「番号」に相当するものがない場合には記載を要しないものと考えられます。</p> <p>また、上記の意味での「許可等」を得ている場合には、「許可等があったことを知るに足る書面」(他社株府令第13条第1項第9号)として、公正取引委員会から<u>受けた</u>排除措置命令を行わない旨の通知を添付する必要があると考えられます。</p>	<p>た日又は終了する予定の日に加え、公正取引委員会から排除措置命令を行わない旨の通知を受けている場合にはその旨等を記載する必要があると考えられます。</p> <p>(注) なお、「株券等の取得に関する許可等」の欄には、(3)において、原則として、許可等の「番号」を記載する必要がありますが、「番号」に相当するものがない場合には記載を要しないものと考えられます。</p> <p>また、上記の意味での「許可等」を得ている場合には、「許可等があったことを知るに足る書面」(他社株府令第13条第1項第9号)として、公正取引委員会から排除措置命令を行わない旨の通知を添付する必要があると考えられます。</p>
<p>(問 <u>45</u>) 公開買付けに係る株券等の買付け等について、<u>①公開買付けの開始前に公正取引委員会から排除措置命令を行わない旨の通知を受けており、公開買付け期間中に待機期間が終了した場合、②公開買付け期間中に公正取引委員会から排除措置命令を行わない旨の通知を受けた場合、それぞれ</u>公開買付け届出書の訂正届出書を提出する必要がありますか(法第27条の8第2項関係)。</p> <p>(答)</p>	<p>(問 <u>10</u>) 公開買付けに係る株券等の買付け等について、<u>公開買付け期間中に措置期間が終了した場合</u>、公開買付け届出書の訂正届出書を提出する必要がありますか(法第27条の8第2項関係)。</p> <p>(答)</p>

公開買付届出書の届出日までに許可等がない場合、後に許可等があった時点で速やかに訂正届出書を提出しなければなりません（他社株府令第2号様式記載上の注意（18））、公開買付者が、公正取引委員会から排除措置命令を行わない旨の通知を受けており、その旨を「許可等」（令第14条第1項第4号）として公開買付届出書に記載している場合、公開買付期間中に待機期間が終了したことをもって公開買付届出書の訂正届出書を提出する必要はないと考えられます。

これに対し、公開買付者が、公開買付期間中に、公正取引委員会から排除措置命令を行わない旨の通知を受けた場合、「許可等」があったものとして、公開買付届出書の訂正届出書を提出する必要があると考えられます。

この場合、当該訂正届出書において、公正取引委員会から排除措置命令を行わない旨の通知を受けた旨等を記載するとともに、「許可等があったことを知るに足る書面」（他社株府令第13条第1項第9号）として、公正取引委員会から受けた排除措置命令を行わない旨の通知を添付する必要があると考えられます。

なお、「許可等」に投資判断に重要な影響を及ぼす条件が付されていない場合には、当該訂正届出書の提出に伴う公

公開買付届出書の届出日までに許可等がない場合、後に許可等があった時点で訂正届出書を提出しなければなりません（他社株府令第2号様式記載上の注意（8））、公開買付者が、公正取引委員会から排除措置命令を行わない旨の通知を受けており、その旨を「許可等」（令第14条第1項第4号）として公開買付届出書に記載している場合、公開買付期間中に待機期間が終了したことをもって公開買付届出書の訂正届出書を提出する必要はないと考えられます。

これに対し、公開買付者が、公開買付期間中に、公正取引委員会から排除措置命令を行わない旨の通知を受けた場合、「許可等」があったものとして、公開買付届出書の訂正届出書を提出する必要があると考えられます。

この場合、当該訂正届出書において、公正取引委員会から排除措置命令を行わない旨の通知を受けた旨等を記載するとともに、「許可等があったことを知るに足る書面」（他社株府令第13条第1項第9号）として、公正取引委員会から排除措置命令を行わない旨の通知を添付する必要があると考えられます。

公開買付期間の延長をする必要はありませんが（他社株府令第 22 条第 1 項第 2 号）、問題解消措置が講じられることを前提に排除措置命令を行わない旨の通知を受けた場合には、当該問題解消措置の内容等によるものの、通常、投資判断に重要な影響を及ぼす条件が付されているものとして、当該訂正届出書の提出に伴う公開買付期間の延長をする必要があることに留意する必要があります。

また、当該訂正届出書の提出後、公開買付期間中に待機期間が終了した場合、公開買付届出書の訂正届出書を提出する必要はないと考えられます。

なお、当該訂正届出書の提出後、公開買付期間中に待機期間が終了した場合、公開買付届出書の訂正届出書を提出する必要はないと考えられます。

他方、公開買付期間中に、公正取引委員会から排除措置命令の事前通知を受けることなく措置期間が終了した場合、「許可等」があったものとして、公開買付届出書の訂正届出書を提出する必要があると考えられます。

この場合、当該訂正届出書において、措置期間が終了した旨等を記載するとともに、「許可等があったことを知るに足る書面」として、公正取引委員会から排除措置命令の事前通知を受けることなく措置期間が終了したことを確認することができる書面を添付する必要があると考えられます。

<p>(問 46) 公開買付けに係る株券等の買付け等について、独占禁止法上の株式取得の事前届出を行った場合において、公開買付期間中に<u>公正取引委員会から排除措置命令を行わない旨の通知を受けられない</u>場合、公開買付期間を延長することはできますか（法第 27 条の 6 第 1 項関係）。</p> <p>(答)</p> <p><u>公開買付期間中に公正取引委員会から排除措置命令を行わない旨の通知を受けられない場合、通常、</u>公開買付期間が 60 営業日を超えない限り延長することができますが、60 営業日を超えて延長することは、令第 13 条第 2 項第 2 号<u>に掲げる場合に該当しない</u>限りできません。</p> <p><u>なお、同号ハの規定により 60 営業日を超えて延長する場合には、延長前の公開買付期間の末日までに、金融庁長官の承認を受けるとともに、法第 27 条の 6 第 2 項又は第 3 項の定めるところにより公告・公表を行い、直ちに、公開買付届出書の訂正届出書を提出する必要があることに留意する必要があります。</u></p>	<p>(問 11) 公開買付けに係る株券等の買付け等について、独占禁止法上の株式取得の事前届出を行った場合において、公開買付期間中に<u>措置期間が終了しない</u>場合、公開買付期間を延長することはできますか（法第 27 条の 6 第 1 項関係）。</p> <p>(答)</p> <p>公開買付期間が 60 営業日を超えない限り延長することができますが、60 営業日を超えて延長することは、令第 13 条第 2 項第 2 号<u>イ又はロに該当する場合でない</u>限りできません。</p>
<p>問 47 [略]</p>	<p>問 39 [同左]</p>
<p>問 48 [略]</p>	<p>問 49 [同左]</p>
<p>(問 49) 公開買付者が、公開買付けにおける買付予定の株</p>	<p>(問 50) 公開買付者が、公開買付けにおける買付予定の株</p>

<p>券等の数の上限・下限を、当該株券等の種類ごとに定める場合に、公開買付届出書の「買付予定数の下限」及び「買付予定数の上限」には、どのような事項を記載する必要がありますか（法第27条の13第4項関係）。</p> <p>（答）</p> <p>公開買付者が、公開買付けにおける買付予定の株券等の数の上限・下限を、当該株券等の種類ごとに定める場合に、公開買付届出書の「買付予定数の下限」及び「買付予定数の上限」欄には、いわゆる普通株式に換算した株式の数をあわせて記載すべきであると考えられます。</p>	<p>券等の数の上限・下限を、当該株券等の種類ごとに定める場合に、公開買付届出書の「買付予定数の下限」及び「買付予定数の上限」には、どのような事項を記載する必要がありますか（法27条の13第4項関係）。</p> <p>（答）</p> <p>公開買付者が、公開買付けにおける買付予定の株券等の数の上限・下限を、当該株券等の種類ごとに定める場合に、公開買付届出書の「買付予定数の下限」及び「買付予定数の上限」欄には、いわゆる普通株式に換算した株式の数をあわせて記載すべきであると考えられます。</p>
<p><u>【削る。】</u></p>	<p>（問5）いわゆる「急速な買付け等」の規制においては、どのような態様での株券等の取得が規制の要件を構成する取得に該当しますか（法第27条の2第1項第4号関係）。</p> <p>（答）</p> <p>いわゆる「急速な買付け等」の規制（法第27条の2第1項第4号）は、以下の①～③のすべてを満たす場合に、その中に含まれる「株券等の買付け等」（同項第1号から第3号に該当するものを除きます。）は公開買付けによらなければならないとする規制です。</p>

- ① 3か月以内に、株券等の総数の10%超の株券等の取得を行い、
- ② ①の取得のうち、株券等の総数の5%超の株券等の取得が、市場外（公開買付けを除く。）又は立会外取引によるものである場合であって、
- ③ 取得の後における株券等所有割合が3分の1超となる。

（注）「株券等所有割合」は特別関係者と合算する必要があること（法第27条の2第1項第1号）、いわゆる実質的基準による特別関係者が行う株券等の取得を買付者が行う株券等の取得とみなす規制があること（同項第6号、令第7条第7項）等に留意する必要があります。

このうち、①の10%超の取得には、株券等の買付け等又は新規発行取得による取得がカウントされます。これに対し、②の5%超の取得には、市場外（公開買付けを除く。）又は立会外取引による取得だけがカウントされます。

規制の要件を簡単に図示すると、以下のようになります。

<p><u>【削る。】</u></p>	<p>(問 22) ①市場外 (相対) で 5%超の株券等の買付け等を行った後、②公開買付けにより 5%以上 (①と合わせて 10%超) の株券等の買付け等を行い株券等所有割合が 3分の 1 超となった場合、いわゆる「急速な買付け等」の規制の要件に該当するのは、①から 3か月以内に②の公開買付けに係るいかなる行為が行われた場合ですか(法第 27 条の 2 第 1 項第 4 号関係)。</p> <p>(答)</p> <p>3か月以内に公開買付開始公告(公開買付開始公告を行う予定である旨のプレスリリースのみを行うことは、これに該</p>

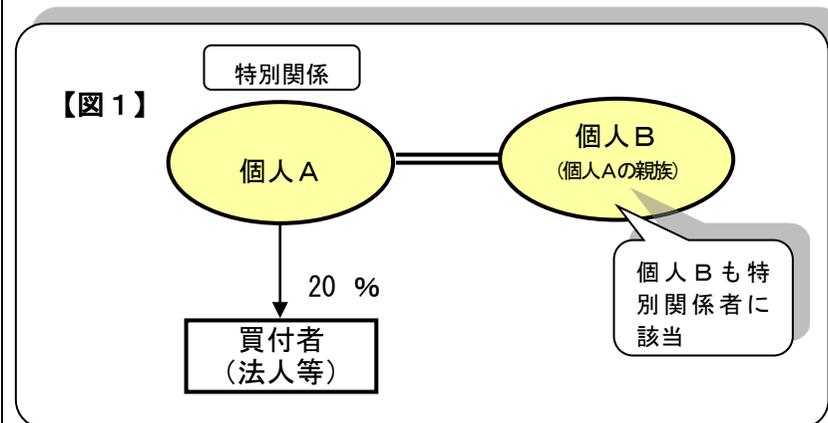
	<p>当しないと考えられます。)を行った場合であると考えられます。</p>
<p><u>【削る。】</u></p>	<p>(問 23) ①(i)市場外(相対)で5%超の株券等の買付け等を行った後、(ii)3か月以内に市場において5%以上((i)と合わせて10%超)の株券等の買付け等を行い株券等所有割合が3分の1超となった場合、いかなる範囲で課徴金納付命令の対象となりますか。②①(ii)の株券等の買付け等が市場外(相対)での株券等の買付け等である場合はどうですか(法第27条の2第1項、第172条の5関係)。</p> <p>(答)</p> <p>① 市場外(相対)での株券等の買付け等の後に市場での株券等の買付け等を行った場合  (i)及び(ii)の株券等の買付け等のいずれも、法第27条の2第1項第4号の株券等の買付け等に該当し、いずれも、課徴金の額の算定の基準となる株券等の買付け等(法第172条の5第1号参照)に該当すると考えられます。</p> <p>② 市場外(相対)での株券等の買付け等の後に市場外(相対)での株券等の買付け等を行った場合</p>

	<p>(i)の株券等の買付け等が法第 27 条の 2 第 1 項第 4 号の株券等の買付け等に、(ii)の株券等の買付け等が同項第 2 号の株券等の買付け等に該当し、いずれも、課徴金の額の算定の基準となる株券等の買付け等に該当すると考えられます。</p>
<p><u>【削る。】</u></p>	<p>(問 24) BがAとの間で共同して対象者の議決権を行使することを合意することにより、BがAのいわゆる実質的基準による特別関係者となった場合において、Aによる株券等の買付け等がいわゆる「急速な買付け等」の規制の要件に該当するか否かを判断するにあたり、当該合意以前にBが行った株券等の取得がAによる株券等の取得とみなされることはありますか（法第 27 条の 2 第 1 項第 6 号関係）。</p> <p>(答)</p> <p>Aによる株券等の買付け等がいわゆる「急速な買付け等」の規制の要件に該当するか否かの判断にあたっては、Aのいわゆる実質的基準による特別関係者（法第 27 条の 2 第 7 項第 2 号の特別関係者）が行う株券等の取得をAが行う株券等の取得とみなす必要がありますが（令第 7 条第 7 項）、AとBの合意以前は、BはAの実質的基準による特別関係者ではないため、当該合意以前にBが行った株券等の取得につい</p>

	<p>て、Aが行った株券等の取得とみなされることはありません。</p> <p>ただし、どの時点で当該合意がなされたかは、形式的な書面の作成時期等により判断するのではなく、事実関係の実態に照らして判断するものであることに留意する必要があります。</p>
<p><u>【削る。】</u></p>	<p>(問 27) 公開買付けによる買付け等の通知書には、公開買付け者の印鑑を実際に押印する必要がありますか (法第 27 条の 2 第 5 項関係)。</p> <p>(答)</p> <p>公開買付けによる買付け等の通知書 (他社株府令第 1 号様式) については、必ずしも 1 通ずつ実際に押印をする必要はなく、例えば、公開買付け者の印鑑に係る印影を所定の箇所に印刷することでも足りるものと考えられます。</p>
<p><u>【削る。】</u></p>	<p>(問 30) 法人等である買付け者の総株主等の議決権の 20%以上を所有する個人の親族はいわゆる形式的基準による特別関係者に該当しますか (法第 27 条の 2 第 7 項第 1 号関係)。</p>

(答)

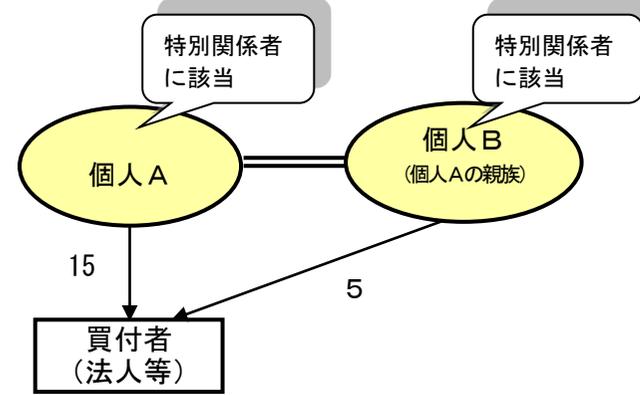
法人等である買付者の総株主等の議決権の 20%以上を所有する個人（【図 1】の個人 A）はいわゆる形式的基準による特別関係者（法第 27 条の 2 第 7 項第 1 号の特別関係者）に該当しますが（令第 9 条第 2 項第 3 号）、その者の親族（配偶者並びに一親等内の血族及び姻族。【図 1】の個人 B）も、買付者の形式的基準による特別関係者に該当するものと考えられます（令第 9 条第 2 項第 3 号及び第 3 項）。



また、以下の【図 2】のような関係にある場合も、個人 A と個人 B（個人 A の親族）が合わせて他の法人等の総株主等の議決権の 20%以上を所有するため、個人 A ・ B はいずれも買付者の形式的基準による特別関係者に該当するものと

考えられます（令第9条第2項第3号及び第3項）。

【図2】



(以上)